



## 医療費助成の更新

- ひとり親家庭医療費（申請での更新）
- 重度心身障がい者医療費（自動更新）

現在の受給者証の有効期限は6月30日（金）です。次の要領で、受給者証の更新を行います。

### 【ひとり親家庭医療費助成】

更新には手続きが必要です。5月12日に発送した案内文書を確認し、忘れずに手続きをしてください。前年の所得に対して所得税が課税されている場合は、7月1日以降の受給資格が認められない場合があ

りますのでご了承ください。

●子育て支援課児童福祉係

☎985-41114

### 【重度心身障がい者医療費助成】

更新の手続きは必要ありません。新しい受給者証を6月下旬に送付します。6月末までに届かない場合は、お問い合わせください。

●福祉課障がい福祉係

☎985-41112

## 新型コロナウイルスワクチン接種を希望する人へ

新型コロナウイルスワクチン接種を行っています。

### ▼接種期限

8月31日（木）

### ▼接種対象者

初回接種を完了し、前回の接種から3カ月以上経過している次のいずれかに該当する人

- ① 65歳以上の人
  - ② 5～64歳で基礎疾患がある人
  - ③ 医療従事者、高齢者・障がい者施設等従事者
- ※12～64歳で基礎疾患がある人か、③に該当する人は、申請が必

要です。インターネット（次のQRコード）か健康課窓口で接種の申請をしてください。



### ▼使用するワクチンの種類

オミクロン株対応2価ワクチン  
※5～11歳の方は、小児用オミクロン株対応2価ワクチンです。

9月以降の接種については、詳細が決まり次第、広報まさきや町ホームページでお知らせします。

●健康課総務係

☎985-4153

## 省エネキャンペーン 2023 夏

電気使用量を前年より削減した人の中から、削減率上位200人に商品券をプレゼントします。

▶**対象** 7・8月分のそれぞれの検針票のうち、前年同月より使用量が削減できたもの

▶**応募資格** 家庭用の電気を使用している町内在住の人

※ 個人で契約したものを家庭用とみなします。

※ 転入・転居などで前年の実績がない場合は、対象外です。

※ 令和4年の7・8月から世帯人数に増減がある場合は、人数の増減に応じて削減率を算定します。

### ▶応募方法

●**提出書類（コピー可）** 令和4年と5年の7・8月両月の電気使用量ができるもの（例）検針票（電気使用量のお知らせ）、電力会社から届く通知、WEB画面データ（個人を特定する部分を含めること。）

※ いずれかの月のみ削減した人も両月分が必要です。

●**提出方法** 提出書類の裏に郵便番号、住所、電話番号、

令和4年と5年の8月末の世帯人数を記入し、町民課窓口を持参するか、郵送またはメールで提出してください。

※ 提出書類は返却しません。

※ 取得した個人情報、結果発表にのみ使用します。

※ 不正行為があると判断した場合は、応募を無効とします。

▶**締め切り** 10月10日④ 17時15分

※ 郵送の場合は、当日消印有効

### ▶賞品

順位	商品券の金額
1位	10,000円分
2・3位	5,000円分
4～6位	3,000円分
7～200位	500円分

▶**結果発表** 商品の発送をもって発表（10月下旬予定）。

### ▶応募先・問い合わせ

〒791-3192 松前町大字筒井631番地

松前町役場町民課生活環境係 ☎985-4117

メール 142seikatsu@town.masaki.ehime.jp

### 児童手当を受給している皆さんへ 現況の確認にご協力を

児童手当現況届の提出が必要な人には、6月支給の児童手当振込通知と一緒に案内文書を郵送します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

※提出しないと6月分以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

- ▼現況届の提出が必要な人
- ①里親
- ②児童と同居していない人
- ③配偶者と離婚協議中で、児童と同居しているために受給者として認定を受けた人
- ④無戸籍の児童を養育している人
- ⑤町が現況届の提出が必要と判断した人



問 子育て支援課児童福祉係

☎985-4114

- 次のような変更があれば届け出を
- 1 町外に住居がある児童や配偶者の住所・氏名に変更があった場合
- 2 受給者が結婚または離婚をした場合
- 3 離婚協議中に受給者の認定を受け、その後離婚が成立した場合
- 4 受給者の健康保険証が変わった場合(被用者・非被用者の区分が変わった場合)

### 適正な課税を行うために 固定資産の現地調査にご協力を

町内の土地の状況(田、畑、宅地、雑種地など)や家屋の状況(新築、増築、取り壊しなど)を調査します。調査を行う町の職員が、使用状況などを質問することもあります。

- 次のような変更があればご連絡を
- ①土地の使用状況を変更した場合
- ②家屋を新築・増築・取り壊した場合

場合(年内に松山地方務局で登記を行う場合は必要ありません) ③家屋の用途を変更した場合(店舗から住宅に変更した場合など) ④災害などの理由で家屋が滅失・破損した場合

問 税務課資産税係

☎985-4111

### 納め方を確認しましょう 町民税の納税方法をお知らせします

▼給与からの特別徴収 事業主が従業員からの給与から天引き

年4月3日〜33年4月2日生まれの方は10月支払いから天引き

【対象者】前年中に給与の支払いを受け、令和5年4月1日に事業所に在籍している人

【税額】給与支払者を通じ、特別徴収税額通知書で5月にお知らせ

問 税務課町民税係

☎985-4110

### プラス4000円の付加年金制度 国民年金を増やしませんか

農業や自営業などの国民年金第1号被保険者と65歳未満の任意加入保険料は、月額1万6520円の保険料に4000円の付加保険料を追加して納付すると、将来受け取る年金額を増やすことができます。



問 受給額(年額)

2000円×付加保険料を納付した月数分が毎年上乗せされます。

▼2年以上でお得

付加年金制度は、2年以上受給すると支払った額以上の付加年金が受給できてお得です。ただし、国民年金基金加入者や会社員の妻などの第3号被保険者は納付することができません。

▼申し込み方法

年金手帳(または納付書)かマイナンバーが分かるものを持参して手続きをしてください。

▼申込先・問い合わせ

町民課住民係

☎985-4106

☎925-5105

### 第73回 社会を明るくする運動松前町大会

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない社会を築こうとする全国的な運動です。

▼場所

文化センター 広域学習ホール ※記念講演の講師や内容などは、決まり次第町ホームページでお知らせします。

問 福祉課障がい福祉係

☎985-4155

▼日時 7月7日(金) 15時〜

### 水道メーター検針員を1人募集します

▼応募資格 次の全てを満たす人  
・地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人  
・町内在住の人  
・18〜65歳程度で、長期間の業務が可能なる人

▼委託料 検針1件につき70円(税込み)

▼応募期限 6月14日(水)

▼面接予定日 申込者に別途通知

▼申し込み方法 申込書(町ホームページでダウンロードできるほか、窓口で配布)と履歴書を左記へ提出する(郵送不可)。

▼申込先・問い合わせ 上下水道課業務係

☎985-4126

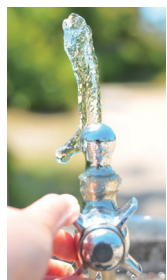
▼業務内容 ハンディーターミナル(検針機器)による水道メーターの検針など ※検針担当区域や件数など、詳細はお問い合わせください。

▼業務期間 毎月17日〜23日の間

水道水 安心・安全 これからも

### 6月1日〜7日 水道週間

水は限りある資源です。暮らしの中で水の使い方に無駄がないか見直してみましょう。



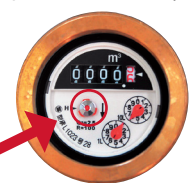
#### 水を大切に

- 歯磨き 水を流したまま磨くと30秒間で約6リットルの水を使います。コップにくめば約0.6リットルで済みます。
- お風呂 シャワーを1分間出せばなしにすると、10〜12リットルの水を使います。小まめに止めるなど、無駄遣いしないようにしましょう。
- 洗濯 お風呂の残り湯を使いましょう。温かい水なら洗浄効果も高まります。残り湯は、庭木の水やりや、水まきにも利用できます。
- 洗車 ホースを使って洗車した場合、20分で約240リットルの水を使います。バケツにくめば約30リットルで済みます。

#### 漏水していませんか

使用水量が多いと思ったら、漏水しているかもしれません。次のように調べてみましょう。

- ①家の蛇口を全部閉める。
- ②水道メーターのパイロットが回っていないか確認。少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。



パイロット

※ 宅内の漏水修理は個人負担となりますので、町指定給水装置工事業者か修理センター(☎984-6569)へ直接依頼してください。その他、不明な点は下記にお問い合わせください。

問 上下水道課業務係 ☎985-4126



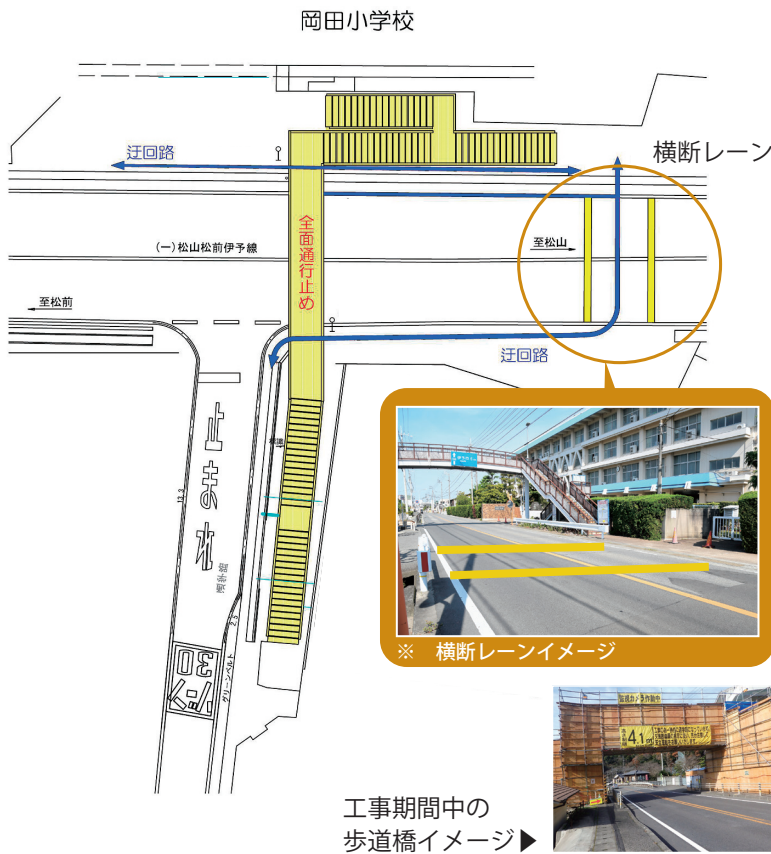
岡田小学校前歩道橋をご利用の皆さんへ  
補修工事に伴い道路の横断方法が変わります

県道326号線の岡田小学校前  
にある横断歩道橋(西高柳歩道橋)  
の補修工事を実施します。工工期  
間中は、歩道橋を利用できません。  
ご迷惑をおかけしますが、ご協  
力よろしく申し上げます。

▼工工期間  
5月下旬～10月末ごろ

●工工期間中はどこを通るの？  
道路上に設置した横断レーンを  
通行してください。  
通行の際は、歩行者が安全に道  
路を横断できるよう誘導員を配置  
します(土・日曜日、祝日を除く)。

●中予地方局道路第二課  
☎909-8776



松前の  
防災力

危機管理課危機管理係  
☎ 989-5103  
FAX 984-6272

風水害に備えて  
水防工法訓練を行いました

「令和5年度松前町消防団・自主防災組織合同水防工法訓練」は5月14日、徳丸の二輪車公園西にある重信川左岸堤防で行われ、消防団、自主防災組織や松前消防署などから約300人が参加しました。

川が増水しやすい時期に、風水害による被害を最小限に食い止めるため行われる同訓練。自主防災会の皆さんは、まず土のうを作り、それらを積み重ねてブルーシートで覆うことで、急速な増水による浸水を防ぐ工法などを実践。消防団の皆さんは、重信川出合観測所の水位が戦後最

高となった平成29年の台風18号の経験を踏まえて、月の輪工法や改良積み土のう工法という河川の堤防決壊を防ぐ訓練を実施していました。



1 協力して手際よく土のうを作成 2 ロープ結索を練習する参加者

松前町公式防災  
フェイスブックページ

